

大正期皇室法令をめぐる紛争 (上)

——皇室裁判令案・王公家軌範案・皇室典範増補——

高久嶺之介

目次

はじめに

一 皇室をめぐる法構造の転換とその矛盾

① 一八八九年皇室典範の問題点

② 公式令の制定

③ 一九〇七年皇室典範増補の公布

④ 転換後の問題点

二 帝室制度審議会の創設

① 創設の要因

② 会の構成

三 皇室裁判令案をめぐる紛争

① 皇室裁判令案起草

② 枢密院審査委員会の人的構成

③ 皇室裁判令案審議過程

四 王公家軌範案をめぐる紛争（以下次号）

- ① 朝鮮王世子婚姻問題
- ② 王公家軌範案の起草と内容
枢密院における紛争
- ③ 原内閣と皇室典範増補問題

五 原内閣の成立と典範改正問題

- ① 原内閣の成立と典範改正問題
- ② 原折衷案の挫折と皇室典範改正の決定
- ③ 皇室典範増補の公布と辞表問題

六 紛争の意味と諸法令のその後

はじめに

一九一八（大正七）年、寺内内閣から原内閣にかけて帝室制度審議会と枢密院、さらに時の内閣をまきこんで皇室法令をめぐる紛争が生じた。この紛争は、皇室裁判令案、王公家軌範案（両者とも皇室令案）が時期をずらしながら枢密院に諮詢されたことから発生し、結局宮内省が両案を枢密院から撤回することで一応の結着はみた。しかし王公家軌範案制定の契機が朝鮮王世子と日本皇族女子との婚姻問題であったために、そこからこの婚姻の法的根拠をめぐる紛争が継続し、結局のところ皇室典範増補制定という形で紛争は終息する。

この一九一八年の皇室法令をめぐる紛争には、明治末期に、新たに皇室がかかえた二つの問題が影をおとしている。第一には、明治末期になされた皇室をめぐる法構造の転換からくる矛盾である。一九〇七（明治四〇）年の公式令制定によって皇室典範および皇室法令は「家法」から「国家の法」へと明確に転換した。要するに、皇室典範および

皇室法令の国法上の位置が定まったのである。そして皇室令という新たな法種が登場する。さらに同年の皇室典範増補により皇族に対する法の適用の原則が定まった。皇族に対しては皇室令の適用という原則である。この原則の徹底のためには皇室に関するあらゆることを皇室令でもって規定せざるをえず、このことが、皇室裁判令案も起草せざるをえない要因となる。

第二に、一九一〇（明治四三）年の韓国併合が皇室にもたらした矛盾である。周知の如く、日本は韓国を暴力的威圧のもとで併合した。この時韓国皇室の成員を併合後いかなる形で取り扱うかが問題になった。植民地支配のためには威圧とともに懐柔が必要である。この懐柔策として、詔書によって旧韓国皇室の成員に対して「皇族の礼」が与えられることになった。¹⁾しかし「皇族の礼」とはいかなることか、この時点で明確ではなかった。つまりは、旧韓国皇室の成員は、併合後、国法上日本皇室の成員すなわち皇族となるのか、あるいは皇族とはならないのか。別のいい方をすれば、韓国併合によって、国法上皇室の範囲は拡大したのか、それともいままで通りなのか。さらに別のいい方をするならば、旧韓国皇室の成員に対して各種皇室令は適用できるか、できないのか。もし旧韓国皇室の成員が国法上皇族であるとするならば、「皇統」に重要な変化がおきたことになる。同一民族の「貴種」からなるとされてきた皇室に異民族が入りこむことになる。このことは朝鮮民族に対する差別意識もあいまって「皇統」の紊乱とうけとめられる危険性がある。ではもし、旧韓国皇室の成員が国法上皇族ではなく、普通一般の「臣民」であるとするならば、一体「皇族の礼」を与えるということとは、どういうことなのか、ということになる。朝鮮総督府は当初においては、明らかに旧韓国皇室の成員を「優偶」することによって朝鮮支配を円滑にすすめていこうとした。旧韓国皇室の成員を「一般臣民」としたのは「優偶」にならない。

一九一八年の王公家軌範案と皇室典範改正問題をめぐる紛争は、このようにして日本の韓国併合がもたらした矛盾によってひきおこされていくのである。

本稿は、以上の二つの問題を軸にして、一九一八（大正七）年の帝室制度審議会、枢密院、内閣をまきこんで展開された皇室裁判令案、王公家軌範案、皇室典範増補をめぐる紛争の実体を跡づけることを目的とする。

なお、研究上でいうならば、本稿は二つの点で研究上の空白を埋める予備的考察の意図をもつ。第一は、明治末から大正期にかけての天皇および皇室政策の問題である。この政策の一つは、皇室令による皇室の法的制度化であった。従来の研究において、この期における皇室の法的制度化の具体的内容とその意義についてふれた研究はほとんどないといつてよからう。²⁾ 第二は日本の朝鮮支配の問題である。すでに韓国併合については多くの研究がある。しかし韓国併合時およびその後において朝鮮李王家がいかなる取り扱いをうけたかについての研究は乏しい。一九七九年に出版された姜東鎮氏の『日本の朝鮮支配政策史研究』というすぐれて詳密な書によって、我々は一九二〇年代斎藤実朝鮮総督下の朝鮮支配政策、その中での李王家政策については、多くの史実を得ることができた。本稿は、姜東鎮氏の緻密な研究には及ぶべくもないが、従来看過されてきた一九一〇年代の李王家政策の一端、とりわけ韓国併合が日本の皇室問題にいかなる矛盾をひきおこしたのか、という点を説明することを意図している。なお姜東鎮氏は、韓国併合後の李王家対策が一貫して李王家弱体化政策であり、特に三・一運動後にその点が強化されたことを指摘している。³⁾ 筆者もその点に異論はない。そもそも王公家軌範案そのものが李王家の伝統性を無視するものであった。ただしニュアンスとして筆者が強調しておきたいことは、一貫して李王家弱体化Ⅱ「皇民」化政策が促進されたながらも、三・一運動以前においては、その利用価値に対する幻想があり、李王家「優偶」を主張する潮流が存在した事実である。

(1) 旧韓国皇室の成員に対して「皇族の礼」が与えられるようになった要因として「併合」方式の問題がある。「日本はこの『併合』を朝鮮の國王が申し出、天皇がこれを受け入れたという形式をとらせ、一進会をつかってこの『併合』が朝鮮民族の希望であったかのようにみせかけようとした」(井口和起「朝鮮併合」『岩波講座日本歴史』17 二〇五頁)。武力的併合ではなく、あくまで朝鮮國王・朝鮮民族の要請による「併合」とみせかけるためには、たてまえ上ではあれ、韓国皇室に対して相当な「優遇処置」がとられることを江湖に示さなければならぬ。その結果が「皇族の礼」という表現である。

(2) ただし、この法的制度化をおしすすめた当事者の一人である栗原広太が、一九四一(昭和十六)年七月一九日、憲法史研究会第六回例会で講演した記録が、栗原広太述「皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて」と題する謄写版印刷の小冊子として、国会図書館憲政資料室に所蔵されている(憲政史編纂会収集文書。本稿において特に明示していない場合でも、この小冊子に多くの示唆をうけ、また論理を形成する上で利用させていただいたことを記しておきたい。なお宮中の制度と役割についての最初の本格的な研究であるデイビッド・タイタス『日本の天皇政治—宮中の役割の研究』(大谷堅吉郎訳・サイマル出版会 一九七九年)は、「皇室典範は、明治二二年から終戦までの間に二度だけ補正されている。皇室をより明確な公的存在にした、皇室典範を憲法と同等の地位にまで高めようとするのがねらいであった」(五二—五三頁)と、皇室の制度化の一部について妥当な評価を下しているが、制度化の具体的内容に特に触れてはいない。また筆者には、すでに「近代皇族の権威集団化過程—その一 近代における宮家の編成過程」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』二七号所収)、「近代皇族の権威集団化過程—その二 皇族の権威の社会化過程」(『社会科学』二八号所収)という二つの拙稿があり、そこでも皇室の法的制度化の具体的内容についてふれている。本稿は続篇の意味をもつ。

(3) 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』一七五—一八一頁参照。

一 皇室をめぐる法構造の転換とその矛盾

① 一八八九年皇室典範の問題点

一八八九(明治二二)年は日本の皇室にとって画期的な意義をもった年であった。まず天皇の法的地位が確定した。大日本帝国憲法は、天皇を「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」する主体として、天皇に様々な権限(天皇大権)を与え

た。天皇は法的には絶対的権限をもった君主であり、「法律ハ君主ヲ責問スルノ力ヲ有セス独不敬ヲ以テ其ノ身体ヲ干瀆スヘカラサルノミナス併セテ指斥言議ノ外ニ在ル者」であつた。また大日本帝国憲法は、男子血統主義（女帝の否定）を明確にし、同日制定の皇室典範によって皇位継承の原則、讓位の禁止が明確にされた。

筆者は天皇制論というものに立ち入る意図も力量もないが、天皇の法的位置の確定および天皇の再生産の仕組みの確定（讓位の禁止・皇位継承順序の確定。なおこのことが皇室制度ひいては天皇制論にもつ意義は従来の研究で軽視されすぎている）が、さうらゝあり、いくら強調しても強調しすぎることはない、と筆者は考えている（がなされたことは、日本の近代の君主制のあり方が確定した点で画期的な意味をもつと考えている）。

しかし、この時期の皇室の法的整備には二つの問題点が存在していた。

第一は、皇室典範の国法上の位置が不明確であつたことである。そのことは、伊藤博文が皇室典範を「家法」と位置づけたこと⁵⁾に関連する。この位置づけから、皇室典範はいかなる副署もなく、公布もなく、また官報への掲載もなされなかつた。拙稿で明らかにした如く、帝国議会開設を前提にして皇室に対する人民の容喙をいかなる形においても防止するためであつた。しかし「家法」と位置づけたことは、憲法や法律や勅令等の国家の法と全く異なる次元の法として設定したことになる。では憲法や法律や勅令などと皇室典範との関連はどうなるのか。憲法についてみれば、第二条、第十七条、第七十四条、第七十五条で皇室典範との関係が一応明示されている。しかしこれらの条文では憲法と皇室典範との関連において、憲法が典範の上位法なのか、あるいは両者が法として対等の位置にあるのか、明確にならない。ましてや皇室典範と法律や勅令との関係は不明確である。「家法」という位置づけからすれば、もともとその関連は問題ではないのである。

第二は、皇族の国法上の位置が不明確であったことである。憲法は、天皇についてはその位置を定め、原則として法律による効束力を有しないとしたが、皇族については言及していない。したがって皇室典範以外の一般法令が皇族に適用されるべきかどうか不明確であった。

伊藤の腹としては、皇族については独自に皇族令を制定し、それを皇族に適用するつもりであった。様々な皇室典範案が起草されていた時期、同時にいくつかの皇族令案が起草されている。⁽⁹⁾しかしそれらは成案にならず、本格的起草は、皇室典範案が枢密院に諮詢されていた一八八八(明治二一)年五月三〇日に宮内省に設置された臨時帝室制度取調局(委員長柳原前光)⁽¹⁰⁾にゆだねられた。ここでも皇族令案はいくつかつくられている。⁽¹¹⁾しかしこの機関は一八九〇(明治二三)年一〇月二〇日に廃局となったため、結局皇族令は制定にはいたらなかった。

もしこの時期皇族令が制定されていたとするなら、この法令の国法上の位置はどうなっていただろうか。皇族令よりも皇室典範の方が上位法であるから、おそらく皇族令も、「家法」と位置づけられ、副署も公布もなく、また官報掲載もなされなかっただろうと思われる。

皇室典範および皇室法令の国法上の位置および皇族の国法上の位置の明確化は、一八九九(明治三二)年八月二四日、帝室制度調査局(総裁伊藤博文)⁽¹²⁾が設置された後も特に問題化しなかった。

この機関では、皇室婚嫁令、皇室誕生令を起草し、前者は一九〇〇(明治三三)年四月二五日、後者は一九〇二(明治三五)年五月二九日、制定公布をみている。⁽¹³⁾この二つの法令は、皇太子嘉仁親王(後の大正天皇)の婚姻のために制定されたものであるが、この法令は特殊な法令であった。『法令全書』では両者とも各種勅令の末尾に掲載しているが、勅令ではない。つまりは皇室婚嫁令、皇室誕生令という法令そのものが独自の法種なのである。『伯爵伊東

『已代治』によれば、この二つの法令は、「民法の特例として制定」⁽¹⁵⁾されたらしい。いわばこの時点でも皇室典範および皇室法令の国法上の位置は不明確である。

皇室典範および皇室法令の国法上の位置が帝室制度調査局の議論の俎上にのぼり、問題化するのには、一九〇三(明治三六)年七月一八日、土方久元辞任の後をうけて伊東巳代治が帝室制度調査局副総裁に就任して以降のことである。⁽¹⁶⁾これ以降、事実上伊東がこの機関の運営を主導することになる。

同年八月一七日伊東は伊藤に「調査着手ノ方針」を送り、皇室典範および皇室法令の位置の明確化、さらに皇族の国法上の位置の明確化をよびかける。次のような内容である。⁽¹⁷⁾

① 帝國憲法には、天皇と臣民に關しての明条があるが、皇族の地位に關してはなんら規定がない。したがって國家の法令は人臣の列にある皇族にも適用されるべきようになっていゝるにもかかわらず、皇室典範においては、皇族を一種特殊な地位とし、天皇が皇族の家長として勅定した典例によることを常則とし、國家の法令によることを例外としている。この皇室典範の主義を重視し、皇室典範を帝國憲法とともに國家の根本法として對等の効力を有するものとし、特に國家の法令に明文を設けている場合の外は、皇族に國家の法令を適用しないといふ主義をとること。

② 皇室典範はかつて公式に發布されていないが、國家の機關がこれを公然と認知しなければ、皇室典範の適用が期しがたい。(たとえば土地收用法を世伝御料の土地に適用しないとか、また勅許なくして皇族を勾引召喚しない等の例)。すでに憲法の明条で皇室典範を認めている以上は、皇室典範は公的に發布されたものと認定すべきである。要するに、皇室の地位を明確にし、その典例(皇室典範および皇室法令)は当然國家に對し有効であるとの主義をとること。

③ 皇室の事をもつて天皇の私事とし、皇室典範は皇室自らその家法を条定したものであると断定する説は、我日本帝國の歴史に相容れないものである。現に國務大臣は皇室に對し一定の義務を負い、またまさに制定せられんとする宮中の諸例規は、内閣総

理大臣が事を命令する場合が多い。したがって皇室は国家の要素であるという固有の関係を明徴にし、もって不易の規準であることを確定すること。

このほか「調査着手ノ方針」は、宮内省も国家の官庁であるという主義をとること、宮内大臣、内大臣、宮内官吏も国家の官職・官吏であるということを明確化し、その上で責任上内廷と外廷の臣の区別をするべきであること、等を記している。

伊東の意図は明白である。一八八九（明治二二）年皇室典範制定方式の全面否定である。伊東の「家法」方針の全面否定といつてもよい。皇室典範を憲法とともに国家の根本法とし、宮内官僚を明確に国家の官吏としようとするのだから、必然的に以前の方式の全面否定である。同時に伊東は皇族の国法上の位置の明確化をねらっていた。

② 公式令の制定

では伊東の以上のような「方針」はいかなる形で実施にうつされるか。

その一つは一八八六（明治一九）年制定の公文式の改正である。これによって皇室典範や皇室法令の制定方式を転換しひいては皇室法令の国法上の位置の明確化をねらったのである。一九〇三（明治三六）年九月一七日、伊東は伊藤宛に「刻下の急務」の問題として、「公文式ノ改正ヲ要スル理由」書を送る。¹³この書面で、皇室典範、皇室法令に關する部分は以下の如くである。

明治十九年ノ公文式ハ、過渡ノ時代ニ於ケル権宜ノ法制ニシテ、別ニ問然スル所ナカリシモ、憲法ノ実施法例ノ制定ト共ニ、立法ノ作用モ亦一変シタル今日ニ至リテハ、宜シク時勢ノ変遷ニ応シテ改正修補ヲ加フヘキノミナラス、今後皇室ノ典例ヲ整理シ之

ヲ宮廷ノ内外ニ向ツテ施行セントスルニ当リテハ、必ス先ツ公公式ヲ改正シ一定ノ標準ヲ設クルヲ宜シトス。其ノ理由左ノ如シ。

(中略)

(四) 皇室典範ハ憲法ト対等ノ効力ヲ有シ、共ニ国家ノ根本法トシテ普通ノ法律勅令ノ上ニ位スルモノナリ。而シテ其ノ本文ハ今ヨリ正式ニ公布スルヲ便トセサルモ、之カ改正増補ニ至リテハ之ヲ正式ニ公布スルニアラサレハ、将来皇室及皇族ニ関シテ、普通法ノ変則ヲ設ケントスルニ当リテ、故ラニ之カ為ニ法律ヲ制定シ、又ハ改正セサルヘカラサルノ不便ヲ生スヘシ。故ニ公公式改正ノ機会ヲ以テ其ノ公布式ヲ一定シ、行政官司法官ヲシテ典範ノ改正増補トシテ直ニ遵奉ノ義務ヲ負ハシムルヲ要ス。

(四) 皇室ニ関スル要件ニシテ、独リ皇室部内ニ於テ施行スヘキノミナラス、又一般ノ官庁及人民ヲシテ遵奉セシムヘキモノ、将来ニ於テ益々多カラントス。然レトモ皇室ノ事ハ往々法律勅令ト為スニ適セサルモノアリ。又故ラニ詔勅ヲ以テ発布セラルヘキニ非サルカ故ニ、此ノ際皇室部内ノ準則ノ為ニ特殊ノ名称(例ヘハ皇室令)ヲ設ケ、公公式改正ノ機会ヲ以テ、其ノ法律勅令ニ対スル關係、並ニ皇室部外ニ向テモ有効ナル所以ヲ明示スルヲ必要トス。

(六) 従来宮内大臣ハ、宮内省官制ニ依リ地方長官ニ示命シ、並ニ臣民ニ命令告示スルノ職權ヲ有スルモ、宮内省官制ハ宮内省達ニシテ国家ノ權義準則ニ非サルカ故ニ、国法上宮内大臣ノ示命及命令告示ハ、一般ノ官庁及人民ニ向ツテ何等ノ効力ヲ有スルコトナシ。依テ此点ニ関シテ公公式ヲ改正シ、宮内省ノ命令告示ニ仮スニ国法上一定ノ効力ヲ以テスルヲ要ス。

以上公公式ヲ改正スヘキ理由ノ重ナルモノトス。之ヲ要スルニ今日ノ急務ハ皇室ノ内事ヲ以テ全然国家ニ關係スルコト無シトシタル主義ヲ一転シ、我國公權ノ沿革ニヨリ、自然ニ定マレル關係ニ立戻リテ、皇室ノ例規モ亦国家ニ向テ有効ナル所以ヲ明ニスルニ在レト、故ラニ此ノ關係ヲ表明セントスルトキハ、従ラニ物議ヲ醸スノ虞アルヲ以テ、公公式改正ノ舉ニ託シテ、不言ノ際ニ此ノ事理ヲ明徹セシムルヲ無上ノ得策トスルニ似タリ(19) (傍点筆者)。

要するに、皇室法令の制定方式を転換し、皇室法令の国法上の明確化を江湖に宣言することは問題が生ずる危険があるので、これを公公式の改正という形をとって実現しようとしたのである。

同年一〇月二〇日付伊東より伊藤宛書簡によれば、その後公文式改正の内容はさらに具体化されたいらしい。この書簡で伊東は、①公文式を全廃して公式令を制定する、②章を九章とし、(一)詔書 (二)詔勅 (三)皇室令及皇室規則 (四)法律、命令 (五)勅書 (六)公告 (七)上裁を経る外交公文 (八)爵記、官記、位記、勲記 (九)雜則、とする、③公式令案については、更に奥田義人・一木喜徳郎・有賀長雄・広橋賢光・穂積八束とともに審議を尽したい、と述べている。一木は当時法制局長官兼内閣恩給局長兼東京帝国大学法科大学教授。他の三人は帝室制度調査局御用掛。とりわけ奥田・有賀は、伊東が副総裁就任後伊藤総裁に懇願し、同年八月御用掛に就任した人物であった。

ところで伊藤博文は、かつて自らの判断で下した方針に対する全面否定の方向をいかなる態度でうけとめたか。諸種の史料をみても、伊藤が伊東の「方針」に異論をとなえた形跡はない。むしろ伊東のやるがままに任せている感がある。⁽²²⁾

その後公式令は全二九条の草案が起草され、一九〇四(明治三七)年一〇月一〇日上奏される。⁽²³⁾そして公式令は、第一次桂内閣では日の目をみず、その後の第一次西園寺内閣において若干の修正を経て、一九〇七(明治四〇)年一月三十一日、勅令として公布された。⁽²⁴⁾この結果、皇室典範の改正は上諭を附して公布され、宮内大臣・内大臣の副署があり、皇室典範にもとづく諸規則は皇室令とし、これも上諭を附して公布され、上諭には親署の後、宮内大臣の副署があり、また國務大臣の職務に関連する皇室令の上諭には内閣総理大臣および主任の國務大臣が宮内大臣とともに副署をする、ということになった。⁽²⁵⁾要するに、皇室典範および皇室令は国家の法として、したがって皇室は「国家ノ要素」として明確に位置づけられたのである。

③ 一九〇七年皇室典範増補の公布

皇室が「國家ノ要素」として明確に位置づけられたとすれば、残る問題は皇族の国法上の位置の明確化である。要するに皇族に対して皇室典範、皇室令、法律、勅令等はいかなる相関関係をもつて適用すべきかという問題である。栗原広太によれば「明治三十六年の末頃」、帝室制度調査局御用掛穂積八束が「皇室典範ト法律命令トノ關係ニ付テ」という意見書を伊藤総裁に提出している。この意見書で、穂積は、「典範ハ憲法ト共ニ國家ノ根本法」と伊東副総裁と同様の認識にたつて、皇室典範と法律・命令の關係を次の如く位置づける。⁽²⁶⁾

一、皇室皇族ニ関スル事項ハ専ラ皇室典範及其ノ附屬令ニ因リテ裁断ス。

一、皇室皇族ト外部トニ交渉スル事件ノ場合ニ於テモ皇室典範ヲ最高ノ準則トシ之ニ抵触セサル限リニ於テ法令ノ規定ヲ適用ス。

ここではまだ皇室令という言葉はでていないが、のちに制定される一九〇七（明治四〇）年皇室典範増補第七條、八條と全く同一の考え方が提示されている。要するに、皇族に対しては適用する法令は原則として皇室典範およびその附屬令（後の皇室令）である。他の法律や勅令は、皇室典範およびその附屬令に抵触しない限りにおいて適用す、という原則である。

皇室典範増補案が伊藤総裁より上奏されたのは一九〇四（明治三七）年一月二日である。⁽²⁷⁾ 公式令草案が上奏された日の二日後であり、両者はセットであったことが知りうる。その後第一次西園寺内閣下の一九〇七（明治四〇）年一月二五日、内閣に下付され、即日閣議決定される。⁽²⁸⁾ その後二月二日枢密院に下付され、二月五日、滿場一致で枢密院で決議される。⁽²⁹⁾ 皇族會議は開催されず、皇族の持ちまわりの形で承認された模様である。⁽³⁰⁾

二月一日公布皇室典範増補で皇族の国法上の位置を定めた条文は次の条文である。⁽³³⁾

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規定ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

これによって皇族に対する法の適用の原則が確定したのである。

④ 轉換後の問題点

一九〇七(明治四〇)年、公式令と皇室典範増補によって皇室をめぐる法構造は明確に轉換をとげた。この結果の一つとして、皇室に対する法の適用は皇室典範および皇室令によることが原則となった。逆にいえば、一般の法律・勅令は原則として皇室の成員には適用しないということである。適用する場合は、よほど皇室令の各条文では無理な場合に限られてくる。この原則を守るためには、早急に多くの皇室令が必要となる。したがって帝室制度調査局では、公式令および皇室典範増補制定以前に数多くの皇室令案を起草し、上奏している。一九〇六(明治三九)年六月一日付伊東より伊藤宛書簡に別紙として、「枢密院審議の勅令・法令等一覧表」と題する書面が添付されているが、それによって六月一八日段階での皇室に関連する諸法令の状況が知りうる。それによれば、「上奏済の諸案」が、①皇室典範増補、②公式令(勅令案)、③皇族會議令、④請願令(勅令案)、⑤華族令(勅令案)、⑥戸主ニ非サル者爵ヲ授ケラレタル場合ニ於ケル法律案(發布済)、⑦皇族身位令、⑧皇室成年式令、⑨皇室親族令、⑩皇室財産令、⑪皇

室歳費令、¹² 皇室陵墓令、¹³ 皇室遺言令、¹⁴ 皇族後見令、¹⁵ 皇室裁判令、¹⁶ 皇統譜令、¹⁷ 宮内官制（勅令案）、¹⁸ 明治三十九年六月十三日総裁渡韓前上奏のもの」が、¹⁹ 立儲令及附式、²⁰ 皇族就学令、²¹ 皇室服喪令再査案、²² 皇室喪儀令、²³ 国葬令（勅令案）、²⁴ 位階令（勅令案）、²⁵ 華族世襲財産法（法律案）、²⁶ 同施行規則（宮内省令案）、²⁷ 華族令施行規則（宮内省令案）、²⁸ 皇統譜令施行規則（宮内省令案）、²⁹ 附式起草濟目下（帝室制度調査局で—高久注）審議中のもの」が、皇室喪儀令附式（自第一編至第十編）、³⁰ 「帝室制度調査会の—高久注）審議を了へざるもの」が、³¹ 皇室祭祀令、³² の」が、登極令、「起艸濟并起艸中にして未だ（帝室制度審議会の—高久注）審議を了へざるもの」が、³³ ① 皇室祭祀令、³⁴ ② 皇室儀制令、³⁵ ③ 皇室會計令、³⁶ ④ 皇室諸令細則（宮内省令及内規）、³⁷ ⑤ 皇室令の施行に付き要する法律案、³⁸ ⑥ 皇位繼承表（参考用）、であった。

勅令案・法律案もふくめたこれらの諸法令は、その多くは明治期に公布され、³⁹ 一部は後述する如く大正期まで残されることになる。

ところで、皇族については原則として法律や勅令を適用せず、皇室令を適用するという方針は、皇族そのものを制度的に権威集団化することを意味していた。ねらいはあくまでそこにあった。しかし、皇族に対しては皇室令の適用という原則は、新たな問題を惹起することになる。法令そのものはあらゆる場合を想定して創られるものである。皇族にかかわる問題であらゆる場合を想定するということは、あらゆる皇室令を創らなければならないということである。従来であれば、皇族による法の適用の原則が定まっていなかったから、皇族を法的には、一般臣民とみて、一般法規が適用されるような感が強かった。一般法規には、特に皇族についての明文は少なく、当然皇族と銘うってその「悪事」を規程する条文は存在しなかった。存在しなくとも、その「悪事」は民事訴訟法、刑事訴訟法、陸軍治罪法、

海軍治罪法で充分決裁できるのである。しかし、皇族の問題はすべて皇室令で規定するということになる、皇族による刑事事件や民事事件の詳細な裁判規定が必要である。いわば皇族の「悪事」を想定した明文化が必要である。

「懿親ノ尊榮ヲ以テシテ時ニ犯罪ナキヲ保スヘカラス」⁽³⁶⁾だからである。しかし、皇族の「悪事」の条文を設定することは、そのことによって皇族ひいては皇室の権威化を阻害するという意見を発生させる要因にもなる。また皇室についてあれこれ議論すること自体、皇室の権威化を阻害する要因になる、という意見も当然予想される。後述する如く、一九一八（大正七）年における皇室裁判令をめぐるの枢密院と帝室制度審議会との対立もそこに帰因するわけであるが、公式令制定にあたっては、「前内閣（第一次桂内閣—高久注）の属僚間に被相唱候哉に灰間仕候皇室に関する事項を全然削除すへし」と云ふか如き俗論⁽³⁷⁾が存在したことを、一九〇六（明治三九）年六月一八日付伊東より伊藤宛書簡⁽³⁷⁾は伝えている。この「俗論」の具体的な内容は不明にしても、皇室の問題をすべて皇室令で明文化するという帝室制度調査局の方針に対して若干の抵抗があったことが知られる。そのことは、皇族をあらゆる裁判の対象とする案（皇室裁判案）とか、国法上とはいえ皇族の範囲を拡大することを前提にした案（王公家軌範案）のようなものには大きな抵抗が予想されたのである。

ところで、帝室制度調査局は、公式令と皇室典範増補の制定をもって一九〇七（明治四〇）年二月一日廢局となる⁽³⁸⁾。その約一年後の一月二日には宮内大臣の監督の下に皇室令整理委員として四名（法制局長官岡野敬次郎、宮内省御用掛奥田義人、宮内大臣官房調査課長栗原広太、図書寮編修官森泰二郎）が選出され⁽³⁹⁾、「皇室令」草案の御下問に奉答、「内閣、枢密院、皇族会議などにおいて説明」等の任にあたることになる⁽⁴⁰⁾。これら四人の委員は帝室制度調査局で起草した皇室財産令・皇族身位令等の制定に関与するほか、一九一〇（明治四〇）年の韓国皇室の優偶に関する詔書（後述

する)の起草・制定にも関与し、一九二一(明治四四)年三月一日、その任を解かれることになる。⁽⁴⁾

しかし、皇室制度調査局で起草した皇室令案でこの時点まで制定にいたらないものもいくつもあり、また韓国併合後、新たに朝鮮王公族の取扱ひ規定を定める必要も生じたことから、大正期に新たな皇室制度調査の機関が創られることになる。その機関が皇室制度審議会であった。

(1) 『帝國憲法・皇室典範義解』(明治二十二年 国家学会) 大日本帝國憲法第三条の義解。

(2) 大日本帝國憲法第一条。

(3) 皇室典範第一一九条。

(4) 皇室典範第十条。

(5) 『帝國憲法・皇室典範義解』一四三頁。「家法」と位置づけた部分は次の通りである。

皇室典範ハ皇室百ヲ其ノ家法ヲ条定スル者ナリ、故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス、而シテ將來已ムヲ得サルノ必要ニ由リ其ノ条章ヲ更定スルコトアルモ亦帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要セサルナリ、蓋皇室ノ家法ハ祖宗ニ承ケ子孫ニ伝フ、既ニ君主ノ任意ニ制作スル所ニ非ス、又臣民ノ敢テ干渉スル所ニ非サルナリ

(6) 拙稿「天皇の家―明治期における皇族の位置―」同志社大学人文科学研究所編『共同研究日本の家』四一四―四一五頁。

(7) 条文の中身は次のようなものである。

第二一条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第十七条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

(8) 大日本帝國憲法第七十四条からして憲法は皇室典範の下位法ではない。では憲法が皇室典範の上位法であるのか、というところもいえない。憲法によって皇室典範の条規を変更することができる、という明文はどこにもない。また大日本帝國憲法の「告文」中に「茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス」とあり、そこでは皇室典範が憲法より前に記されている。要するに本文で述べている如く上位か下位かということその

もの自体が問題にならなかったのである。

(9) 臨時帝室制度取調局設立以前の皇族令案については伊藤博文編『秘書類纂帝室制度資料』上巻に二点存在する。この二点については稲田正次氏の大著『明治憲法成立史』下巻第二章の記述により起草者および起草年月日が分明になる。そのほか図学院大学図書館所蔵「梧陰文庫」および国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」中に数多くの皇族令案がある。これらの皇族令案の多くは起草者と起草年月日が不明のものであるが、個々の案が臨時帝室制度取調局設置以前に起草されたのかどうかは、案の各条文が皇室典範に抵触するかどうか見極めることによってある程度判断できる。たとえばある案の条文に「太上天皇」という記述があれば、これは明らかに臨時帝室制度取調局設置以前に起草されたものである。なぜなら皇室典範には「太上天皇」なる用語は登場せず（皇室典範は職位を禁止しているから）、臨時帝室制度取調局設置の時点では皇室典範の条文はほとんど確定していたからである。しかし筆者はまだ各皇族令案の起草時期を確定する作業を行っていない。

(10) 『明治天皇紀』第七巻 七九—八一頁。この機関がなぜこの時期につくられ、なぜ一九一〇（明治三三）年一〇月二〇日、元老院廃止と同時に廃局になったのか、いかなる仕事が行われていたのかは充分な研究がない。この点は筆者の次の研究課題である。

(11) 臨時帝室制度取調局およびそのメンバーが起草したことが確定できるものは次のものがある。①「皇族令修正案」明治二十二年七月（伊藤博文編『秘書類纂帝室制度資料』上 三三四—三三七頁）、②「皇族令案（柳原案）」（国会図書館憲政資料室蔵「臨時帝室制度取調局・皇室典範会議書類」憲政史編纂会収集文書、③「皇族令（第二柳原案）」（国会図書館憲政資料室蔵「臨時帝室制度取調局書類」憲政史編纂会収集文書、④「皇族令案註解（第三矢野文雄案）」（臨時帝室制度取調局書類）、⑤「第四最終案」（臨時帝室制度取調局書類）。

(12) 『明治天皇紀』第七巻 六五六頁。

(13) この機関の設置時の概容は『伯爵伊東巳代治』下巻 三一—五頁参照。

(14) 同右 下巻 一八頁。

(15) 同右 下巻 一八頁。形式は両者とも「親署」と「御璽」の後に宮内大臣の副署がある。

(16) 同右 六頁。伊東の副総裁就任は、総裁伊藤博文の推挙による（明治三十六年七月一日付伊東より伊藤宛書簡『伊藤博文関係文書』第二巻 四三四頁）。

(17) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一〇—一四頁所載。

(18) 明治三十六年九月二七日付伊東巳代治より伊藤博文宛書簡（伊藤博文関係文書）第二巻 四三四—四五頁）。

(19) 『伯爵伊東巳代治』下巻 一五—一七頁。「公文式ノ改正ヲ要スル理由」書は、国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊東巳代治関係文書」にも存在する（文書番号二〇八）。若干文章の違うところがあるが、内容は全く同じである。

(20) 『伊藤博文関係文書』第二卷 四三五—六頁。

(21) 明治三十六年七月一八日付および同年七月二三日付伊東より伊藤宛書簡(『伊藤博文関係文書』第二卷四三四頁)。

(22) 伊藤は、この年七月、政友会総裁を罷め、枢密院議長に就任していた。かつて伊藤は、シュタインやロエスレルの意見を採用し、また自らも帝國議會開設に対する危機意識から、皇室典範を「家法」とする方針に固執した。伊藤の意識は変化したのだろうか。しかし変化を示す史料はない。伊藤は伊東の意図がよくのみこめなかったのだろうか。しかしその点も伊東が公文式の改正について何通かの書簡を伊藤に送っていることから考えていく。伊東の意見は後述する如く穂積八束の意見でもあった。伊藤はかつての自らの意見の否定を公的に言明することなく、帝室制度調査局実務者達の大勢にゆだねたような気がする。また伊東が、伊藤のかつての方針の全面否定をいかなる心理ですすめていったか、もおもしろい問題ではある。伊東が伊藤に対して有していた屈折した感情については、ジョージ・アキタ「伊東巳代治論—不成功に終った政治家の生涯」(A・M・クレイグ、D・H・シャイヴリ編 本山幸彦、金井圓、芳賀徹監訳『日本の歴史と個性』近代(下)、この論稿は田中時彦訳)および升味準之輔『日本政党史論』第二卷第六章の分析がある。伊東は伊藤の方針の全面否定を幾分羨しみながら遂行したように思えるが、確証はない。

(23) (24) 「公文類聚」第三十一編 卷一(国立公文書館所蔵)。

(25) 次の条文がその内容を示している。

第四条 皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ枢密顧問ノ諮詢ヲ経タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第五条 皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ関シ勅定ヲ経タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務大臣ノ職務ニ関連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣総理大臣又ハ内閣総理大臣及主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

皇族會議及枢密顧問又ハ一方ノ諮詢ヲ経タル皇室令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

(26) 栗原広太述前掲書 一五頁。

(27) (28) 憲政史編纂会収集文書。

(29) (30) (31) (32) 「公文類聚」第三十一編 卷一。

(33) 『法令全書』明治四十年。

(34) 『伊藤博文関係文書』第二卷 四四一—四四二頁。

(35) 皇室令以外のものを含め帝室制度調査局で起草し、一九〇七年から一九二二年までに制定公布されたものは、次の通りである〔帝室制

度調査局起草法令一覽〕—倉富勇三郎文書・国立国会図書館憲政資料室蔵)

- 一、皇室典範増補
明治四〇年二月 公布
- 一、公式令
明治四〇年一月 勅令第六号
- 一、皇族会議令
明治四〇年二月 皇室令第一号
- 一、皇室祭祀令
明治四一年九月 皇室令第一号
- 一、登極令
明治四二年二月 皇室令第一号
- 一、摂政令
明治四二年二月 皇室令第二号
- 一、立儲令
明治四二年二月 皇室令第三号
- 一、皇室成年式令
明治四二年二月 皇室令第四号
- 一、皇族身位令
明治四三年三月 皇室令第一号
- 一、皇室親族令
明治四三年三月 皇室令第二号
- 一、皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族トナリタル者ノ戸籍ニ関スル件
明治四三年四月 法律第三十九号
- 一、皇室財産令
明治四三年二月 皇室令第三十三号
- 一、皇室財産令施行規則
明治四四年三月 宮内省達第一号
- 一、皇室喪服令
明治四二年六月 皇室令第一二号
- 一、皇室喪服規程
明治四四年六月 宮内省告示第一二号
- 一、皇族服装令
明治四四年五月 皇室令第三号
- 一、宮内伝染病予防令
明治四一年一〇月 皇室令第一号
- 一、宮内伝染病予防令施行規則
明治四一年一〇月 宮内省令第八号
- 一、華族令
明治四〇年五月 皇室令第一号
- 一、華族令施行規則
明治四〇年五月 宮内省令第三号
- 一、戸主ニ非サル者爵ヲ授ケラレタル場合ニ関スル件
明治三八年三月 法律第六二号

- 一、宮内諸官制 十件 明治四〇年一〇月 皇室令第三号—二二号
- 一、宮内諸職制 五件 明治四〇年一〇月 宮内省令第五号—九号
- 一、宮内官官等俸給令 明治四〇年一〇月 皇室令第一三三号
- 一、宮内官任用令 明治四〇年一〇月 皇室令第一四四号
- 一、宮内官分限令 明治四〇年一〇月 皇室令第一五五号
- 一、宮内官懲戒令 明治四〇年一〇月 皇室令第一六六号
- 一、宮内官制服令 明治四四年五月 皇室令第四号
- 一、奏任待遇宮内職員制服規程 明治四四年五月 宮内省令第四号
- 一、判任官待遇等外宮内職員制服規程 明治四四年五月 宮内省令第五号
- 一、皇室會計令 明治四五年七月 皇室令第二号
- 一、皇室會計令施行規則 明治四五年七月 宮内省令第六号
- 一、旧皇上華族保護資金令 明治四五年七月 皇室令第三号
- (36) 伊東巳代治「帝室制度再査議」(倉富勇三郎文書)で皇室裁判令制定の必要を述べた部分。
- (37) 『伊藤博文関係文書』第二卷 四四〇頁。
- (38) 『伯爵伊東巳代治』下卷 二二三頁。
- (39) 同右 二八頁。
- (40) 栗原広太述前掲書 一九—二〇頁。
- (41) 『伯爵伊東巳代治』下卷 二九頁。

一一 帝室制度審議会の創設

① 創設の要因

皇室制度審議会は、一九一六（大正五）年一月四日、宮内省内に設置された。この機関の設置の直接的契機は、同年九月、かつて皇室制度調査局副総裁であった伊東巳代治が「皇室制度再査議」と題する意見書を起草し、これを大隈首相、波多野宮相および元老に送ったことによる。⁽¹⁾

この意見書は、要するに、あらためて皇室制度の法的整備のための機関の設置の必要を訴えたものであるが、伊東がこの時点で一つの機関を設置しようとした理由は次の二点であろう。第一は、皇室制度調査局で起草、上奏した法案が、明治天皇の大喪、昭憲皇太后の大喪、新天皇の即位礼等⁽²⁾のために、その一部ものが制定公布されずにあつたという事態である。「皇室制度再査議」⁽³⁾は、「皇室制度調査局ニ於テ審議起草シタル法案ハ既ニ其ノ大半ヲ公布セラレタリト雖モ猶緊要欠クヘカラサルモノニシテ空シク歲月ヲ経過シ完結ヲ告ケサルモノ尠カラサルハ皇室ノ為ニ深ク遺憾トスル所ニシテ又実ニ聖代ノ欠典ト謂ハサルヘカラス」と記している。この未制定の法案は一八にも⁽⁴⁾ぼつていた。

第二は、朝鮮王世子の婚姻問題が発生したことを契機として、韓国併合後の懸案事項である王公家に関する軌範をこの際制定してしまおうとの意図である。このことは若干の説明を要する。一九一〇（明治四三）年、長年の朝鮮侵略の結果、日本は韓国を併合した。この時朝鮮李王家の処置が問題になった。朝鮮の円滑な支配のためには、朝鮮李王家に対しそれなりの待遇をしなければならぬ。八月二二日調印の韓国併合条約では、「日本国皇帝陛下は韓国皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ応シ相当ナル尊称、威嚴及名誉ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス」（第三条）、「日本国皇帝陛下ハ前条以外ノ韓国皇族及其ノ後裔ニ対シ各相当ノ名誉及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供与スルコトヲ約ス」⁽⁵⁾（第四条）と規

定した。これにもとづいて、韓国併合条約公布日の八月二十九日、「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」、「李堯及李
熹ヲ公ト為スノ詔書」、朝鮮貴族令、李王職官制等が公布された。これらの起草の任にあつたのは、前帝室制度調
査局副総裁伊東巳代治、皇室令整理委員岡野敬次郎・同奥田義人である。⁽⁶⁾「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」は、
①前韓国皇帝を昌德宮李王と称し、嗣後世襲して宗祀を奉ぜしめる、②皇太子及将来の世嗣を王世子とする、③太皇
帝を太王とし徳寿宮李太王と称す、④「各其ノ儷匹」を王妃、太王妃、王世子妃とする、⑤これらの人々には「待ツ
ニ皇族ノ礼ヲ以テシ」、特に殿下の敬称を用いせしむ、という内容である。⁽⁷⁾「李堯及李熹ヲ公ト為スノ詔書」は、「李王
ノ懿親」である李堯、李熹を公となし、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」、殿下の敬称を用いせしめ、子孫は世襲となる、
という内容である。⁽⁸⁾

ここで重要なことは、第一に二つの詔書が、王公族の国法上の位置について、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」とい
うかなり微妙な表現を用いたことである。この表現では、王公族の国法上の位置は皇族か、それとも一般臣民であるの
か。おそらく詔書の起草にかかわった伊東巳代治もまよっていたのではないのかと思われる。詔書公布から六年後に
伊東が提出した「皇室制度再査議」で王公族の国法上の位置についてふれた文は、そのまよいを反映している。

其他、後日王世子ノ王子誕生セラルルコトアルニ於テハ其ノ身位ト礼遇トヲ如何ニスヘキノ問題亦必ス生セサルヘカラス。夫レ王
族公族ノ国法上ノ地位ニ至テハ全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス。蓋王族公族ハ特ニ皇族ト同一ノ礼遇ヲ与ヘラレタルモノニ
シテ、其性質ノ皇族ニ非サルハ、何人モ疑ヲ容レサル所ナレハナリ。故ニ皇室典範ヲ始メ、皇族ノ為ニ規定セラレタル皇室令其ノ
他ノ法規ハ特別ノ明条ヲ存セサル現今ノ状態ニ於テ固ヨリ王族公族ニ適用又ハ準用セラルヘキ限ニ在ラス。随テ今其ノ国法上ノ地
位ヲ案スルトキハ敢テ一般臣民ト扱フ所ナキカ如シト雖トモ、果シテ然リトセハ特ニ皇族ノ礼ヲ以テ遇シタマフ所ノ殊典ト精神ト
ニ於テ甚タシク軒輕スルモノト言ハサルヘカラス。是レ畢竟法制ノ欠漏不備ニ職由スト言ハサルヲ得ス⁽⁹⁾（傍点筆者）。

ここで伊東は、王公族は皇族ではなく、むしろ一般臣民に近いものとするニュアンスで述べており、この点は後に帝室制度審議会が起草した王公家軌範案とは微妙なニュアンスの違いがある(この点は後述する)。ともかくも二つの詔書では、王公族の国法上の地位は明らかではない。

第二の重要な点は、「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」で「世家率循ノ道ニ至リテハ朕ハ当ニ其ノ軌儀ヲ定メ」という文があることである。要するに王公家の軌儀、たとえば、「(王公族の—高久注) 婚嫁、誕生、命名、薨去、相続等ノ事項ハ総テ別段ノ規程」を定めることになっていた。しかしその後、王公家の軌儀は作成されなかった。

時あたかも、朝鮮王世子と梨本官方子女王との婚姻問題がおこった(この経過は後述する)。伊東は「帝室制度再査議」でいう。「近時仄聞スル所ニ依レハ、王世子殿下ハ某女王ト婚約成リ、既ニ内許ヲ仰レタルカ如シ。果シテ事実ナリトセハ、其ノ結婚ニ関シ依遵スヘキ規定ハ新ニ制定セラレサルヘカラス。将又皇族女子ノ婚嫁ニ付テハ皇室典範及皇族親族令ノ規定スル所素ヨリ王族公族ニ嫁スル場合ヲ予期セス。随テ今之カ善応ノ道ヲ講スルノ必要ナルハ言ヲ俟タサル所ナリ」⁽¹¹⁾。この文から察するに、伊東はこの婚姻の「依遵スヘキ規定」として王公家の軌儀を考えていたふしがある。しかし朝鮮王世子と皇族女子との婚姻の法的根拠を王公族の軌儀で規定できるものであろうか。皇族の婚姻の法的根拠は皇室典範第三九条の筈であるが、典範三九条と王公家に関する軌儀はどう関連するのであろうか。しかも王公族の軌儀は皇室令なのか。それとも勅令なのか。その点でもこの時期の伊東の意見は不明確である。

この時期の伊東はまだそれらの点の整理がまだついていなかったと考えてよい。要するに、伊東は、この婚姻問題発生を好機として、ともかくも懸案の王公家の軌儀を制定しようとしていたのである。この王公家の軌儀は当然王公族の国法上の地位を解決するはずのものであった。

伊東の「帝室制度再査議」提出後、「宮内省でも伊東伯の建議を尤もであると考へ」、この結果、寺内内閣となつての一月四日、宮内大臣の管轄のもとに帝室制度審議会が設置されることになる。

② 会 の 構 成

伊東は、新たな機関の委員の構成を次のように考えていた。かつて帝室制度調査局御用掛または皇室令整理委員として専ら皇室法規に従事した者、また「法案中司法事務ニ関連スル規定ノ存スルモノニ就テハ從來既ニ司法官庁ノ有力者ト協議シテ起案審議シタル沿革アルカ故ニ此等ノ関係者」、「他日法制局ニ於テ審査シ或ハ閣議ニ付シ若ハ枢密顧問ニ諮詢セラルル場合ヲ慮ルトキハ各関係ノ官吏」⁽¹³⁾、である。

伊東の考えはほぼそのまま生かされる。一月七日、伊東が総裁に勅任され、同日、岡野敬次郎・平沼騏一郎・有松英義・倉富勇三郎・奥田義人・石原健三・鈴木喜三郎・馬場鉄一・二上兵治・山内確三郎・富井政章が委員に、宮内書記官吉田平吾・宮内事務官浅田恵一が幹事に任命された。⁽¹⁴⁾

これらの委員の現職名と主な略歴を明らかにしたのが第一表である。岡野と奥田は、帝室制度調査局御用掛、皇室令整理委員として伊東と行動を共にし、伊東が信頼する人物であった。⁽¹⁵⁾ この他宮内省関係者が、倉富・石原・富井の三名、内閣法制局関係者が、有松・馬場の二名、枢密院が二上、司法部関係者が、平沼・鈴木・山内の三名である。これらの人物中、有松・石原を除けば、帝室制度審議会創設以前以後も含めるとすべて法学博士号を授与している。判事・検事もふくめて裁判所関係経験者は、有松・石原・倉富・鈴木・平沼・山内の六名。帝国大学法科大学または東京大学法学部卒業者が、石原・岡野・鈴木・平沼・二上・山内・奥田・馬場の八名。いわばこの帝室制度審議会の人事は、

第1表 帝室制度審議会委員の略歴

氏名	現職	帝室制度調査の経験	法学博士 号の授与	主たる略歴
岡野敬次郎	行政裁判所長兼東京帝國大学法科教授、貴族院議員	帝室制度調査局御用掛、皇室令整理委員	1899年	法制局長官、主に大学畑を歩く
平沼騏一郎	検事総長		1907年	東京控訴院判事、大審院検事、司法省民刑局長兼検事
有松英義	法制局長官兼内閣恩給局長、貴族院議員		—	警保局警務課長、内務省警保局長、三重県知事、帝室林野管理局長官、秘密院書記官
倉富勇三郎	帝室会計審査局長官		1907年	東京控訴院検事長、朝鮮總督府司法部長官、法制局長官、貴族院議員
奥田義人	東京市長 (1917年8月死去)	帝室制度調査局御用掛、皇室令整理委員	1903年	農商務次官、文部次官、法制局長官、衆議院議員、貴族院議員、文部大臣、法大
石原健三	宮内次官		—	熊本地方裁判所判事、内務書記官、山梨・千葉・高知・愛知・神奈川等の県知事、歴任
鈴木喜三郎	司法次官		1910年	東京控訴院判事、大審院判事、検事兼司法省刑事局長、司法省法務局長
馬場鏡一	法制局参事官		1920年	税関監視官、韓国統監府書記官、統監府総務部監理課長
二上兵治	秘密院書記官長		1920年	逓信省通信局局外信課長、秘密院書記官兼秘密院議長秘書官
山内確三郎	大審院検事兼司法省参事官		1918年	大阪控訴院判事、東京控訴院判事、司法省参事官、大審院検事
富井政章	宮内省御用掛、貴族院議員		1883年	東京大学法科大学教授、法科大学長、立命館大学長

備考 戦前期日本官制研究會編、秦郁彦著『戦前期日本官制の制度・組織・人事』第1部「主要官僚の履歴」より作成。

法に関する専門的知識を有する人物を集め、さらにそれらの人的配置が法案実現のために各制度機関のバランスをとって集められていることにその特徴がある。なお派閥系列でいえば、有松が山県直系であり、このことは後述する皇室典範改正問題の結果、帝室制度審議会委員の辞表問題が発生した際、宮内省関係をのぞき有松だけが辞表を提出しなかつた理由になる。

これらの委員はどのような役割をになったのか。一月一四日の帝室制度審議会初会合において、伊東総裁は「五組の特別委員」制度を創設することを発表している。⁽¹⁷⁾五組の内容と人的構成は以下の如し。

- 。第一特別委員 李王家関係ノ諸案起草(岡野敬次郎・平沼騏一郎・有松英義・倉富勇三郎・奥田義人・二上兵治・富井政章)
- 。第二特別委員 皇統譜令及施行規則(奥田・石原健三・二上)
- 。第三特別委員 皇室裁判令(岡野・平沼・鈴木喜三郎・山内確三郎)
- 。第四特別委員 請願令(岡野・平沼・有松・二上・馬場鉄一)
- 。第五特別委員 遺言令及後見令(奥田・山内・富井)

各特別委員の人数や人的配置をみる限りにおいて、帝室制度審議会の最大の課題が、李王家に関する規程(後の王公家軌範)作成にあったことが知り得るし、また後の展開から類推するに、この機関の主導的でない手は伊東・岡野・平沼であったことを知る事ができる。この帝室制度審議会で起草された諸案の内、まず一九一七(大正六)年四月五日、勅令をもって請願令が制定公布をみる。その後、皇室裁判令案・王公家軌範案が一九一七年中に起草され、制定がめざされるが、一九一八年、この両案をめぐっての軋轢が帝室制度審議会と枢密院の間に展開されることになる。

大正期皇室法令をめぐる紛争 (H)

- (2) 明治天皇大喪が、一九二二(大正元)年九月、昭憲皇太后(美子)大喪が一九一四(大正三)年五月、大正天皇即位礼が一九一五(大正四)年一月である。
- (3) 倉富勇三郎文書。なおこの意見書の一部は『伯爵伊東巳代治』下巻三〇—三四頁に所載。
- (4) 一八の法案は以下のようなものである(倉富文書)。
- 一 請願令 勅令案 明治三十七年十月上奏
 - 一 国葬令 同右 明治三十九年六月上奏
 - 一 華族世襲財産法 法律案 同右
 - 一 皇室裁判令 皇室令案 明治三十九年二月上奏
 - 一 皇室後見令 同右 同右
 - 一 皇室遺言令 同右 同右
 - 一 皇統譜令 同右 同右
 - 一 皇統譜令施行規則 宮内省令案 明治三十九年六月上奏
 - 一 皇室陵墓令 皇室令案 明治三十九年二月上奏
 - 一 皇室陵墓令施行規則 宮内省令案 明治三十九年六月上奏
(皇室令整理委員起草)
 - 一 皇室喪儀令 皇室令案 明治三十九年六月上奏
 - 一 皇室歳費令 同右 明治三十九年二月上奏
 - 一 皇族就学令 同右 明治三十九年六月上奏
 - 一 位階令 同右 同右
 - 一 皇室儀制令 同右 明治四十一年一月上奏
 - 一 華族世襲財産法施行規則 宮内省令案 明治三十九年六月上奏
 - 一 皇族會議令施行規則 同右 明治三十九年十二月上奏
 - 一 皇族身位令施行規則 同右 同右
- (5) 栗原広(太述)前掲書 二〇頁。
- (6) 『伯爵伊東巳代治』下巻 三五頁。
- (7) 『法令全書』明治四三年。この「王」という名称になるまでは、若干の曲折があった。八月一六日、韓国併合をめぐる寺内統監と韓国

總理李完用との「談判」が行われた。同年一月七日、寺内朝鮮総督が内閣總理大臣桂に提出した「朝鮮総督報告韓国併合始末」(明治四三年公文雜纂)巻十九 国立公文書館所蔵)によれば、この「談判」での「王」号問題は次のようである。寺内は、この「談判」で、李完用に對して日本側の提案を認めさせるが、李完用は、①国号韓を朝鮮とすること、②皇帝を太公、その世嗣を公とし、これを世襲とし、殿下の「尊称」を与え、太公家を永久に存続させること、については留保した。李完用は「国号ハ依然韓国ノ名ヲ存シ皇帝ニハ王ノ尊称ヲ与ヘラレタキョト」を主張した。その理由は「一般人民ノ感情ニ影響スル所鮮ナラサルモノアリ」という点であった。要するに、李完用は「人心ヲ緩和スルノ一方便」として、上記二点を主張したのであった。寺内は後者の問題について、「併合実行後ニ於テ王位ヲ存続スルノ理由ナキノミナラス、又其ノ必要アルヲ認ムル能ハス(中略)況ンヤ世界何レノ國ト雖主權ヲ有セサル者カ王位ヲ歴世ニ繼承スノ例ナキニ於テテヤヤ」と「説示」したがこの段階では解決がなされなかった。その後寺内は、「王」号問題での妥協をはかり、一八日日本政府の裁可をえた。ここに韓国皇帝および皇太子には王号が「付与」されることになったのである。なおこの経緯については、徳富猪一郎「公露山県有朋伝」七五六―七六〇頁にも触れられている。

(8) 『法令全書』明治四三年。

(9) 倉富文書。

(10)(11) 『皇室制度再査議』(倉富文書)。

(12) 栗原広太述前揚書 二〇頁。

(13) 『皇室制度再査議』。なおこの部分は『伯爵伊東巳代治』下巻三三頁に所載されている。

(14) 『伯爵伊東巳代治』下巻三五頁。なお伊東の総裁就任について、平沼は「伊藤公の下で働いたことがあったのと、又自分の手柄にもしたかったのであらう。力説して総裁になった」と語っている(平沼騏一郎回顧録編纂委員会『平沼騏一郎回顧録』九五頁)。

(15) 岡野と伊東は「昵懇の間柄」(大正二年六月二日付「東京朝日新聞」岡野博士伝記編纂委員会編「岡野敬次郎伝」二六五頁所載)であった、という。岡野は、一九二五(大正一四)年二月に死去するが、彼の墓誌の筆は伊東の手によるものであった(前掲「岡野敬次郎伝」三五〇頁)。奥田は、伊東が第三次伊藤内閣の農商務大臣の時の農商務次官であり、その後伊東と皇室制度調査で行動を共にしてきた人物である。奥田は一九一七(大正六)年八月死去するが、伊東は奥田の授爵のために奔走し、死後の財産整理委員で行動を共にしてきた(伯爵伊東巳代治』下巻 一六五―一六六頁)。もっとも岡野、奥田自身が伊東のようなくせのある男をどこまで信頼していたかは確かでない。平沼も『翠雨莊日記』では伊東にとって信頼する男のように描かれているが、『平沼騏一郎回顧録』では、「伊東巳代治の如き性格の相違のあるところへ懸念し乍ら(帝室制度審議会へ)高久注)入った」(九一九)と記されている。

(16) 坂井雄吉「有松英義の政治的生涯」(『国家学会雜誌』第八六巻第三・四号) 一二三頁。

(17) 「伊東帝室制度審議会総裁演説」(倉富文書)。なお誤解のないように述べておくならば、「特別委員」が即起草委員となったわけではない。たとえば王公家軌範案の起草は、特別委員の岡野と非特別委員であった馬場、山内であった。特別委員は起草された草案について委員会総会に諮られる前に充分審議するためにつくられたものである。

三 皇室裁判令案をめぐる紛争

① 皇室裁判令案起草

一八八九年皇室典範では、皇族の訴訟にかかわる条目は次のようなものであった。

第四十九条 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ経テ之ヲ執行ス

第五十条 人民ヨリ皇族ニ対スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス 但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一条 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

この皇室典範の規定は限定されたものであり、⁽¹⁾ たんに大綱を定めたにすぎず、具体的実施については詳細な細則が必要であった。

一九〇二(明治三五)年一月一日と二五日の両日、当時帝室制度調査局御用掛穂積八束は、皇族講和会において、皇室典範第四十九条と五十一条について説明を加えている。⁽²⁾ 穂積は、特に第四十九条について以下の如く細則の必要を述べる。⁽³⁾ 第一に、典範には「以下ナル人ヲ以テ裁判員ト為スカ」ということについて明記がない。第二に、「判決ノ執行ニ付キマシテ精細ナル規定カ必要」である。第三に、「書面裁判デアルヤ或ハ口頭裁判デアルヤ等ノ事

モ尚亦タ細則ヲ必要」とする。第四に、「一審ニテ確定スベキモノデアルヤ、或ハ第一審ノ裁判ニシテ尚不満足ナリトスル場合ニハ更ニ第二審ヲ開イテ上告スルノ途ヲ開クヤ等ノ事」にも細則が必要である。穂積にいわせれば、要するに第四十九条は、「唯皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ普通裁判權ニ於テ裁判セズシテ宮中内部ニ於テ裁判ヲ致スト云フ原則」を定めたにすぎないのであり、したがって「本条ニ基イテ更ニ定ムベキ皇室裁判令ニ依ラナケレバ確カナル説明ハ出来マセヌ」。

以上の如き理由からしても、皇室裁判令の制定は緊急に必要な課題であった。

帝室制度調査局では、御用掛であった岡野敬次郎に皇室裁判令案を起草させ、一九〇六（明治三九）年二月三日上奏している。しかしなぜかこの案は制定公布にいたらなかった。

帝室制度審議会が、皇室裁判令案（全三編一三一条）を宮内大臣を経て内閣に提出したのは、一九一七（大正六）年一月二〇日である。『平沼騏一郎回顧録』では、平沼が「私が立案した」と語っているが、おそらくは従来の経緯から岡野も起草にあずかったと思われる。起草された案は、岡野・平沼・鈴木・山内・倉富の特別委員会でさらに討議され、その後帝室制度審議会委員総会で確定している。

この案の構成は次のようになる。

第一編 民事訴訟

第一章 皇族相互ノ民事訴訟（一〇九七条）

第一節 皇室裁判所（一〇七七条）

第二節 当事者（八〇二二条）

第三節 訴訟手続 (一三〇～六一條)

第一款 総則 (一三〇～三一條)

第二款 判決前ノ手続 (三二條～五五條)

第三款 裁判 (五六～六一條)

第四節 身分訴訟 (六二～七一條)

第五節 再審 (七二～七七條)

第六節 判決ノ執行 (七八～九七條)

第一款 総則 (七八～八八條)

第二款 金錢ノ債權ニ関スル執行 (八九～九三條)

第三款 金錢以外ノ債權ニ関スル執行 (九四～九七條)

第二章 皇族ノ人民ニ対スル民事訴訟 (九八～一〇一條)

第三章 人民ノ皇族ニ対スル民事訴訟 (一〇二～一〇九條)

第二編 刑事訴訟

第一章 司法裁判所ノ裁判權ニ属スル刑事訴訟 (一一〇～一一六條)

第二章 軍法會議ノ裁判權ニ属スル刑事訴訟 (一一七～一二二條)

第三編 補則 (一二三～一三一條)

法案の重要な点のみ概略的に述べるならば次のようになる。①「皇族相互ノ民事訴訟」は、非常設・非公開の皇室裁判所を審判・執行の機関とし、一審を以て終審とする。②「皇族ノ身分ニ関スル訴訟」も皇室裁判所の裁判權に属す。③皇室裁判所の訴訟手続については、特別の規定を要するものを除く外、民事訴訟法を適用する。④皇族相互の

訴訟で財産権上の請求に関するものは和解を前提条件とし、和解失敗の場合のみ訴訟の提起を認める。和解の場合、勅裁を経て終局判決と同一の効力を有するものとする。⑤皇室裁判所では書面に重点をおき、口頭弁論の前に相互に弁駁書を交換する。⑥皇族と人民との間の民事訴訟については、大体裁判所構成法、民事訴訟法及び附属法令の規定による。⑦ただし、⑥の場合、皇族は自ら訟廷に出るを要しない。⑧人民の皇族に対する民事訴訟については、仮執行、督促手続、仮差押及仮処分有加き皇族の品位に抵触するものは特にこれを除外する。⑨皇族に対する強制執行は区裁判所ではなく東京控訴院を執行裁判所とす。ただし執達吏の職務は東京区裁判所判事とす。⑩皇族の刑事訴訟については、大体において裁判所構成法、刑事訴訟法、陸軍治罪法、海軍治罪法に準拠する。⑪ただし司法裁判所の裁判権に属する事件の捜査については検事総長の指揮による。検事総長は公判に立会う。⑫軍法会議の裁判権に属する事件の捜査は陸軍大臣または海軍大臣の指揮による。皇族の犯罪は高等軍法会議で審判し、判決は陸軍大臣または海軍大臣において意見書を附し、勅裁を請う必要がある。

② 枢密院審査委員会の人的構成

皇室裁判令案はどのような展開をとげるか。

一二月二四日、寺内内閣は「内閣ニ於テハ異存無之候」と宮内大臣に回答する。ここまでは順調な進展である。同日、裁判令案はただちに枢密院に諮詢され、翌二五日には枢密院内における審査委員が一〇名指定される。審査委員は委員長が蜂須賀茂韶、委員が伊東巳代治・金子堅太郎・末松謙澄・浜尾新・小松原英太郎・穂積陳重・安広伴一郎・一木喜徳郎である。ただし一九一八（大正七）年二月一日蜂須賀が死去したため、四月一三日伊東が審査委員

長となり、委員には南部甕男が指定されている。⁽¹¹⁾

この審査委員の人的構成について考えてみたい。この時期の枢密院議長は山県有朋、副議長は清浦圭吾である。山県は老令のためほとんど会議に出席せず、かわって山県直系の清浦が枢密院を差配していた。⁽¹²⁾ 山県は自己の系閥の間を枢密院に入れ、そのため枢密院は山県閥の一牙城の覬があつた。審査委員中、明確に山県系と目される人物は、小松原・一木・安広・浜尾である。⁽¹³⁾ 審査委員中の半数であるから、数からいえば、審査の主導権はこの山県閥ににぎられていたといつてよい。しかし山県閥といつても必ずしも主張を同じくするとはかぎらない。しかも枢密院には、一八九九(明治三二)年以来顧問官をつとめ、「盛んに憲法論と外交通を振り廻す」伊東⁽¹⁴⁾がいる。伊東が故伊藤系の金子や末松と提携した場合、その政治力からして無視できない力をもっていた。現に一九一五(大正四)年に大礼使官制を皇室令とするか、あるいは勅令とするか、という問題がおきた時、この問題での枢密院審査委員長伊東は末松や金子と提携し、当時は山県系と目されていた波多野宮相や清浦枢密顧問官等と意見を異にし、大礼使官制⁽¹⁵⁾勅令に努力し、ついにはそれを実現させたという経験をもつ。一九一五(大正四)年三月二〇日付、清浦より山県宛書簡⁽¹⁶⁾によれば、大使官制問題で「伊東末松金子ノ三角同盟」が存在するが、彼等の言動は「小生等同僚ヨリ見テモ枢密顧問官トシテハ余リニ法制局参事官ラシク、又或点ハ余リ政党員ラシク認メラレ窃ニ指弾候、何トカ一沫吹カセ此弊ヲ矯メサレハ枢密院ノ枢密院タル体面ニ於テ如何ト存候」と清浦に言わしめる程であつた。

しかし、皇室裁判令案の枢密院審議は、かつての大礼使官制問題のように伊東の意図通りにはならなかつた。後述する如く、この原案に対し、たんに山県系の人物が反対しただけではなく、もっとも強く批判の声をあげたのが末松⁽¹⁷⁾だつたからである。

③ 皇室裁判令案審議過程

皇室裁判令案審査委員会は、一九一八（大正七）年一月二四日から六月四日まで延一二回にわたって開催されている。そして、五月九日の第一〇回審査委員会までは各編各章各節にわたって質問と答弁がつづけられる。

審査委員会が紛糾化するものは、全体的な討議に入った第一一回審査委員会（五月一日）からである。この日末松謙澄より全体にわたる修正意見が陳述され、その要項が各員に配付される。その修正要項は以下のようなものであった。⁽¹⁸⁾

修正要綱 末松委員提出

第一編 民事訴訟

第一章

- 一 皇室典第四十九条ノ訴訟ハ隨時必要ニ応シテ皇族裁判會議（裁判所ナル名称ハ穩当ヲ欠ク）ヲ設ケ之ヲ裁判セシムルコト
- 二 裁判會議ノ構成及手続ニ付テハ極テ簡單ニ教条ノ規定ノミヲ設クルコト
- 三 其ノ他ノ手続ニ付テハ裁判會議ニ於テ民事訴訟ニ關スル規定ヲ準用シ又ハ特別ノ規定ヲ定メ得ト為スコト

第二章 ハ之ヲ認ム

第三章 皇族ニ關シテハ強制執行ニ關スル規定ヲ適用セス

第二編 刑事訴訟 之ヲ削除ス

第三編 補則 第一編第二編修正削除ノ結果之ヲ整理ス

外ニ

(甲) 「皇族相互ノ訴訟」ナル文字ハ之ヲ避ケ「皇室典範第四十九条ノ訴訟」ト修正スルコト

(乙) 身分ノ訴訟ノ文字ヲモ避ケ皇室親族令第四十九条ニ依ル主張ノ提出トスルコト

(丙) 第一編中ノ第一章ヲ第三章トシ第二章ヲ第一章トシ第三章ヲ第二章トスルコト

末松の修正意見に対して各委員の反応はどうであったか。浜尾・南部・小松原・安広は賛成意見を陳述、穂積は「単ニ感情ノミニ依リテ事ノ当否ヲ判断スヘカラサル旨並ニ本案ノ発布ニ因リテ世ノ耳目ヲ聳動スルカ如キコトハ成ルヘク避ケサルヘカラサル旨」を陳述、一木は、「成ルヘク本案ノ規定ヲ簡單ナラシムル目的ヲ以テ之ヲ修正スルコトニハ別ニ異存ナキモ末松顧問官提出ノ修正要綱ハ単ニ大体ニ止マルカ故ニ今少シク具体的ノ修正案ヲ見タル上ニ非サレハ之ニ対スル賛否ヲ表シ難キ旨」を陳述、金子は、「数日考慮ノ時間ヲ得ムコトヲ希望スル旨」を陳述⁽¹⁹⁾。要するに、末松の修正意見に対し、賛成や保留の意見はあったとしても、それに反駁する意見は枢密院ではなかったのである。

以上のような零碎気の中で、伊東委員長は末松に具体的な修正案を提出するように要望し、この会をおえている。

第一二回の審査委員会は六月四日に開かれる。ここで穂積より末松修正要綱とは別の独自の修正要綱⁽²⁰⁾が提出されるが、まず末松修正要綱について逐項審議に入り、第一編第一章の裁判機関の名称を議題とするが、数説あつてまゝ⁽²¹⁾らず決議するには至らなかつた。そして、皇室裁判令案の枢密院での審議はなぜかこの日をもつておわっている。

末松はこの日の会合で、一定程度具体的な参考案を提出したらしい。この参考案⁽²²⁾を以下に掲げ、修正要綱にも共通する末松の主張の要点をみよう。

修正要綱附属参考案 末松委員提出

皇族民事裁判令

第一編

第三章 皇室典範第四十九条ノ訴訟

原一 第四條 皇室典範第四十九条ノ訴訟ハ皇族裁判會議ニ於テ之ヲ裁判ス

原二 第四條 皇族裁判會議ハ委員七人ヲ以テ組織ス

委員ノ上席者ヲ議長トス

原三 第四條 委員ハ左ニ掲クル者トシ各訴訟事件ニ付宮内大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

一 枢密院議長又ハ枢密院副議長

二 司法大臣又ハ大審院長

三 枢密顧問官五名

原四 第四條 皇族裁判會議ニ書記官及書記ヲ置ク

書記官ハ宮内奏任官書記ハ宮内判任官ノ中ヨリ宮内大臣之ヲ命ス

書記官ハ議長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

書記ハ書記官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

原三 第四條 訴ヲ提起スルニハ訴狀ヲ宮内大臣ニ提出スヘシ

原三 第四條 訴狀ニハ左ノ事項ヲ具ヘ原告又ハ其ノ法定代理人之ニ署名捺印スヘシ

一 当事者及其ノ法定代理人ノ表示

二 請求

三 請求ノ原因

四 立証

五 年月日

原三 第田条 皇族裁判會議ハ之ヲ公開セス

原六 第田条 裁判ハ委員ノ過半数ノ意見ニ依ル

原五 第田条 皇族裁判會議ノ判決ハ書面ヲ以テス

判決書ニハ左ノ事項ヲ具ヘ委員各自署名捺印スヘシ

一 当時者及其ノ法定代理人ノ表示

二 主文

三 事実

四 理由

五 年月日

原七 第田条 判決ハ議長ヨリ訴訟記録ヲ添付シテ勅裁ヲ請フヘシ

上 第田条 判決ノ勅裁アリタルトキハ皇族裁判會議ハ判決書ノ副本ヲ当事者ニ送達スヘシ

原六 第田条 皇族裁判會議ノ手続ニ関シテハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外皇族裁判會議ノ定ムル所ニ依リ民事訴訟ニ関スル規定ヲ準用スルコトヲ得

皇族裁判會議ハ必要ト認ムルトキハ勅裁ヲ經テ特別ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

原七 第田条 皇族裁判會議ノ職務終リタルトキハ議長ハ記録ヲ宮内大臣ニ引継クヘシ

原六 第田条 皇室親族令第四十七条ノ主張ハ皇族裁判會議ニ於テ之ヲ審理ス

前項ノ場合ニ於テハ本章ノ規定ヲ準用ス

第二章

第九十八條 削除

第三章

原百 第百條 人民ノ皇族ニ対スル民事訴訟ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所構成法民事訴訟法及附屬法令ノ規

定ニ依ル 但シ強制執行ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

第百三條乃至百七條 削除

第二編 削除

第三編

第百二十四條乃至第百三十一條 削除

末松の修正意見は、皇室裁判令案に対する原理的批判というものではなかった。要するに、対社会的にみて、皇族の尊厳性に少しでも抵触しかねない表現をできるだけおさえ、厳密に規定しすぎないように条文の数をおさえようとしたにすぎない。たとえば、「皇族相互ノ民事訴訟」は「皇室典範第四十九條ノ訴訟」とし、皇族の「身分訴訟」は「皇室親族令第四十七條ニ依ル主張ノ提出」とし、「皇室裁判所」という名称については、「裁判所ナル名称ハ穩当ヲ欠ク」から「皇族裁判會議」と名称をかえる、というものであった。皇族に対する強制執行の規定を削除し、刑事訴訟に関する規定を削除したのは、皇族に対して強制執行などすべきではないという考えにもよるが、おそらくは「強制執行」、「刑事訴訟」という表現のひびきを対社会的に気にしたのであろう。また原案では、「皇族相互ノ民事訴訟」については、まず皇族間の和解を試み、それが失敗した時にのみ訴訟を提起できる、となっているが、末松案

では一切このことにふれていない。「和解」ということは皇族間の争いが前提になければならないが、末松はそのような想定そのものを嫌ったのであろうか。ともかくも末松の批判は批判としての中身が弱いといわざるをえない。

したがって、末松修正意見が帝室制度審議会の反批判を招来するのは必然であった。

すでに五月二〇日、帝室制度審議会では、法案起草に従事した岡野と平沼の意見をもとに「末松顧問官提出皇室裁判令案修正要綱並附属参考案ニ対スル意見」書を作成している。⁽²³⁾ この意見書は、おそらく枢密院審査委員に配付されたのであろうが、具体的に末松修正案に反論を加えている。⁽²⁴⁾

(1) 修正案は、皇族の民事訴訟に付ては、わずかに規定の外形を変改するにとどまり、その実体はすべてこれを認容している。したがって原案を修正する理由が甚だ徹底していない。

(2) 修正案は、「皇族相互ノ民事訴訟」および「皇族ノ身分訴訟」の文字を避けている。ことさら実体法の文字を避けたことは、かえって実体法と手続法との連絡関係を不明ならしむる嫌がある。

(3) 修正案は「訴訟手続ニ関スル規定ヲ簡約ニシテ裁判機関ノ定ムル所ニ從ヒ普通法ヲ準用スルヲ以テ本則」としているが、皇族相互の民事訴訟ならびに皇族の身分訴訟を認めてその手続法を設ける以上、まさに審理、裁判の任にあたる者の準拠すべき条規を明示しなければならない。

(4) 「修正案カ刑事訴訟ニ関スル規定ヲ全部削除シタルハ敢テ其ノ規定ノ内容ヲ否認セルニハ非スシテ唯普通法タル刑事訴訟法及陸海軍治罪法ニ規定スルヲ適當ナリトスルニ在ルカ如シ」。しかし一九〇七年皇室典範増補第七条、第八条によれば、皇族に関する制度は皇室令を以て定めるのを本体とする。したがって原案は、刑事訴訟法および陸海軍治罪法の規定で皇族に適用して妨げないものはその適用を明かにし、そうでないものは除外例および特例を設けたのである。ところが修正案が皇族の刑事訴訟に関して全く普通法の規定に委ねる方針に出たのは、明に皇室典範増補の原則を無視するものである。

この末松修正案に対する反論は法論理上うたがひもなく妥当性をもつ。それだけ末松修正案は法の論理からすれば破綻しているのである。要するに、末松が皇室裁判令案に対して修正の必要を感じたのは、条文の表現のもつ政治的・社会的影響が問題であったのである。皇室の成員である皇族を裁判するということの社会的印象を気にしたのである。したがって、末松は条文の表現にこだわり、刑事訴訟の条文を削除したのである。金子を除く他の審査委員も同様のことを感じていたろう。

枢密院審査委員会の審議が六月四日の第十二回審査委員会を終ったのは、おそらくは伊東の策略であった。伊東は、帝室制度審議会起草の案が枢密院通過をのぞめないことを知った。審査委員会の多数は、末松修正案に賛成であり、このままでは末松修正案が審査委員会で議決されるであらう。伊東は審査委員長として第十三回審査委員会を日延にする形でこの議決を阻止したのである。

結局のところ、皇室裁判令案は、寺内内閣総辞職の時期の九月二五日、宮内省自身が枢密院より撤回することですすめられた⁽²⁵⁾（この点は後述する）。

(1) 一八八九年皇室典範制定にいたるまでには、皇族の裁判規定で削除されたものが存在した。たとえば一八八七(明治二〇)年四月に柳原前光は「皇室典範草案」(井上毅文書・稲田正次『明治憲法成立史』下巻九九六—一〇〇二頁所収)を作成しているが、その中に「第六十一条 皇族ノ重軽罪ハ元老院ニ於テ之ヲ裁判セシメ其裁判員ヲ勅選ス」、「第六十二条 皇族ノ科罰ハ刑法ニ依ル」という条文があった。第六十一条はその後井上毅によって「皇族ノ重軽罪ヲ犯ス者ハ元老院ニ於テ之ヲ裁判セシメ其裁判員及検事ハ之ヲ勅選ス」と修正される(井上毅文書・「皇室典範草案」)。しかし、皇族の重軽罪と皇族の科罰を定めた条文は、一八八八(明治二一)年三月二五日の夏島會議(伊藤博文・井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎出席)の「典範の最後の修正が行われた」(稲田前掲書下巻一〇〇四頁)際、姿を消した。この夏島會議での皇室典範案の修正においては、皇族の臣籍降下規定も姿を消した。要するに、来るべき議會開設に備えて、皇室の尊厳性に少しも抵触しかねない条文は、伊藤の手によって抹消されたというのが事実に近いであらう。

- (2) 「講和會議筆記」第四十二、第四十三。
 (3) 同右 第四十二 三一六一—三一八頁。
 (4) 「大正六年二月一七日付 皇室裁判令案ニ付帝室制度審議會總裁上奏文」(倉富文書)。
 (5) 「公文類聚」第四十二編 大正七年 卷一。
 (6) 前掲『平沼騏一郎回顧録』九七頁。
 (7)(8) 注(4)に同じ。
 (9) 注(5)に同じ。
 (10)(11) 枢密院秘書課「皇室裁判令案 大正七年九月二十五日返上」(國立公文書館所蔵)。
 (12) 岡義武『山県有朋』(岩波新書 一九五八年) 一五五頁。なお清浦が枢密院副議長に就任したのは一九一七(大正六)年三月二〇日である。
 (13) 小松原英太郎は、明治二〇年代より内務畑を歩き、各県知事なども歴任し、一九一六(大正五)年一月より枢密顧問官となっていた。一木喜徳郎は、一八八七(明治二〇)内務省就職後、すぐに時の内務大臣山県の恩顧をうけたらしいが、『一木先生回顧録』二五—二六頁、その後内務省畑と学者の道を併行して進み、大正期第二次大隈内閣の文部大臣、内務大臣を歴任。この時、大隈内閣の延命策に加担したと思われ山県の不興を買うが(たとえば岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治—松本剛吉政治日誌—』一四—一五頁参照)、山県の推薦により一九一七(大正六)八月枢密顧問官となっている(『一木先生回顧録』八六頁)。安広伴一郎は、一八九〇(明治三三)内閣書記官をふり出しに官僚の道を進む。法制局、内務省、文部省、通信省を経て、一八九八(明治三一)年第二次山県内閣の内閣書記官長となる。山県内閣崩壊後、安広は貴族院議員に転身し、さらに一九一六(大正五)三月に枢密顧問官となっている。浜尾新は、文部官僚の道を進むとともに、一九〇三(明治二六)年には帝國大学総長、一九一一(明治四四)年枢密顧問官となり、一九一四(大正三)年には山県のひきにより東宮大夫を兼務している(岡『山県有朋』一三五頁)。
 (14) 伊藤痴遊の言『伯爵伊東巳代治』上巻 五四—七頁。
 (15) 『伯爵伊東巳代治』上巻 五一〇—五一五頁参照。この大礼使官制問題の紛糾の具体的内容は今の所筆者には不明である。
 (16) 山県有朋文書第二十六冊(国会図書館憲政資料室所蔵)。
 (17) 枢密院秘書課「大正七年一月 委員録」(國立公文書館所蔵)。
 (18) 注(10)に同じ。
 (19) 注(17)に同じ。

(20) 内容は次のようなものである。

穂積顧問官提案ノ修正要綱

- 第一 此ノ法規ハ皇室ノ尊嚴竝ニ皇族ノ特別ナル身位及權利義務ヲ維持スル為メノ法規ナルコトヲ成ルヘク示スヘキ書キ方ヲ用フルコト
- 第二 此ノ法規ハ皇室典範ノ結果ナルコトヲ成ルヘク明示スヘキ書キ方ヲ用フルコト
- 第三 修正ノ文章、用語、措辭等ハ成ルヘク公衆ノ感覺ヲ刺撃セサル様注意スルコト
- 第四 此ノ法規ハ成ルヘク簡單ニシテ万一ノ場合ニ処スルノ途ヲ具フルニ止ムコト
- 第五 皇族ノ特權及特別ナル身位ニ関スル規程ニシテ訴訟ニ関スルモノハ成ルヘク此ノ法規ヲ以テ規定スルコト

(21) 注(17)に同じ。

(22) 注(10)に同じ。この資料で「原一」は、原案では第一条、という意味である。以下「原二」の場合も同様である。章、条および編の□は新しく末松が適当とした章、条、編の番号である。なお末松は「修正意見」で「第一編中ノ第一章ヲ第三章トシ第二章ヲ第一章トシ第三章ヲ第二章トスル」としたが、「参考案」では、第二章はそのまゝ第二章となり、第三章が第一章となつてゐる。理由は不明である。

謹啓

末松顧問官御提出の皇室裁判令案修正要綱竝に附屬参考案に対し伊東顧問官に於て御参考の爲同案起草者たる岡野博士及平沼博士の意見を徴せられ候処右は委員各位御参考の一端とも可相成に付供高寛度旨同顧問官の御希望に有之別冊右意見書一部御送付申上候 敬具

大正七年五月二十日

二上書記官長

(24) 注(10)に同じ。

(25) 注(10)に同じ。